

平成 29 年度

薩摩川内市川内まごころ文学館
年 報

薩摩川内市川内まごころ文学館

Sendai Magokoro Museum of Literature

目 次

I. 事業概要

1	平成 29 年度事業報告	1
2	生誕記念事業	2
3	展示	2
4	普及活動	4
5	施設利用	9

II. 収蔵資料概況・資料保存

1	収蔵資料概況	10
2	資料修復	12
3	レプリカ製作	12
4	ピアノ調律	12
5	資料保存	12

III. 管理・運営

1	管理・運営	14
2	川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制	15
3	川内まごころ文学館運営協議会	16
4	利用状況	17
5	決算	19

IV. 川内まごころ文学館条例

1	薩摩川内市川内まごころ文学館条例	20
2	薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則	26
3	薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則	31

*その他

1	平成 29 年度の歩み	32
2	職員名簿	33
3	利用案内	33
4	交通案内	34

I. 事業概要

1 平成 29 年度事業報告

今年度は、展示などを中心に年間を通して様々な事業を実施した。

特別企画展では、写真家の田沼武能氏が撮影した里見弴をはじめとする、文士の肖像写真を借用し、「田沼武能写真展 時代を刻んだ貌」を開催。肖像写真を扱ったことで、文学に興味がある人だけでなく、写真愛好家の来館も多く見られた。また、関連して田沼氏による「わが心の残像」と題した講演会も行い、撮影時の文士や文化人のエピソードについて紹介していただいた。

毎年実施している里見弴生誕記念の企画展では、「1917 年の里見弴」と題し、100 年前に発表された作品とともに、29 歳当時の里見弴の暮らしぶりについても紹介した。1 月には昨年度に続き、里見弴の命日である「大寒忌」に併せた展示コーナーも設置。市民に当市と里見弴の交流について展示、紹介することが出来た。その他には、昨年度からの継続事業としてトピック展示「一冊一円の本、売ります。～『現代日本文学全集』刊行開始 90 年～」、春期には『新万葉集』刊行 80 年記念トピック展示をそれぞれ開催した。

また地元出身の出版人で装丁家でもある秋朱之介関連の資料を多数受け入れたことにより、年度末からは「秋朱之介関連新収蔵資料展示 川内の生んだもう一人の出版人」を開催。当館が顕彰している山本實彦以外の出版人を周知する良い機会となった。

例年好評のシネマトークでは、夏目漱石生誕 150 年に併せて企画し、漱石の小説『こころ』と映画「こころ」についての解説や見どころなどを鹿児島純心女子高等学校放送部による朗読を交えて紹介した。

通年事業として市民から好評を得ているまごころ文芸講座や名作シネマ上映会、特別上映会を引き続き開催した。

教育普及活動では、第 7 回まごころ児童絵画展やおはなし会を開催し、子どもたちの利用促進につながった。その他、市民団体等による美術展、写真展などが企画展示室で開催された他、多目的映像ホールにおいても、講演会や演奏会などが催され施設の利用促進につながった。

平成 30 年度は秋期の特別展に向けて、明治維新 150 周年に伴う調査・研究を進め、成果を出していく予定である。その他、各種事業の充実化を図るとともに、施設の利用促進にも努めたい。

2 生誕記念事業

里見弴生誕記念企画展「1917年の里見弴」

期 間：平成29年7月11日（火）～8月27日（日） 43日間

場 所：2階展示室

内 容：100年前の1917年前後の里見弴の暮らしぶりについて、その時期に発表された作品と共に紹介した。

来 場 者：1,299名



3 展示

(1) 第12回特別企画展 「田沼武能写真展 時代を刻んだ貌」

期 間：平成29年7月29日（土）～9月3日（日） 32日間

場 所：企画展示室

内 容：写真家 田沼武能氏が撮影した、当館の顕彰者である里見弴や武満徹をはじめとする作家、芸術家、文化人の写真を展示紹介した。

来 場 者：910名

【関連イベント】

田沼武能講演会「わが心の残像」

日 時：平成29年7月30日（日）14:00～16:00

場 所：多目的映像ホール

来 場 者：54名



(2) トピック展示

① 「一冊一円の本、売ります。～『現代日本文学全集』刊行開始90年～」

期 間：平成29年3月7日（火）～4月9日（日） 31日間

場 所：1階展示室

内 容：円本についてわかりやすく紹介し、刊行時の改造社や作家たちの様子にも触れた。

来 場 者：1,147名 ※平成29年4月1日～4月9日…24名



② 『新万葉集』刊行80年記念トピック展示

期 間：平成29年5月2日（火）～6月4日（日） 29日間

場 所：1階展示室

内 容：『新万葉集』刊行80年の節目にあわせ、当館所蔵の関連原稿を展示紹介した。

来 場 者：953名



(3) 里見弴大寒忌コーナー

期 間：平成30年1月16日（火）～1月21日（日） 6日間

場 所：2階展示室

内 容：里見弴の命日に合わせて実施。弴と薩摩川内市との縁や文学作品について紹介した。

来 場 者：350名



(4) 秋朱之介関連新収蔵資料展示「川内の生んだもう一人の出版人」

期 間：平成30年3月6日（火）～5月6日（日） 55日間

場 所：2階ホール

内 容：薩摩川内市出身の出版人で装丁家でもある秋朱之介の著作や遺品等を展示、紹介した。

来 場 者：747名 ※平成30年3月6日～3月31日まで



(5) 第7回まごころ児童絵画展

期 間：平成29年12月9日（土）～平成30年1月8日（月/祝） 23日間

場 所：企画展示室

内 容：子どもたちの自由な発想、のびやかな表現が、里見弴の「まごころ哲学」に通ずるものと考え、冬休み期間中に薩摩川内市内の小学生の絵画を展示。絵画展と併せて体験コーナーを設けた。

来 場 者：724名

【体験コーナー】

①干支ぬりえ

期 間：平成29年12月9日（土）～平成30年1月8日（月/祝） 23日間

場 所：企画展示室

内 容：平成30年の干支である戌のイラストに色をぬり、展示スペースに作品を貼った。

②ポップアップカード作り

期 間：平成29年12月9日（土）～平成30年1月8日（月/祝） 23日間

場 所：企画展示室前特設コーナー

内 容：クリスマスやお正月に贈る、オリジナルのポップアップカードを作った。



4 普及活動

(1) まごころ文芸講座

①楽しく学ぶ薩摩狂句

鹿児島弁の意味、使い方、薩摩狂句の歴史について学び、
作句・鑑賞を通して薩摩狂句に親しむ講座。

期 間：平成29年5月～12月（8月休講/全7回）

時 間：毎月第1土曜日 10:30～12:00

講 師：福富 則義 先生（川内まごころ文学館前館長）

受講者総数：96名



②名作・名詩を歌う

オペラとしても名高い文学作品について学ぶ講座。

正しい発音や発声についても学び、独唱や重唱でオペラを歌う。

最終回は公開講座として開講し、発表を行った。

期 間：平成29年5月～平成30年2月（8月休講/全7回）

時 間：毎月第1土曜日 14:00～15:30

講 師：齊藤 玲子 先生（声楽家）

受講者総数：83名



③大人のための美文字講座

文字の基礎であるひらがな、カタカナから練習し、
楷書・行書まで学べる講座。のし袋の表書きも学んだ。

期 間：平成29年5月～平成30年2月

（8月、12月休講/全8回）

時 間：毎月第3金曜日 10:30～12:00

講 師：青崎 テル子 先生（日本習字講師）

受講者総数：132名



④源氏物語を読む～物語を彩る人びと～

源氏物語を鑑賞し、現代語訳や作品背景などの解説を行
う講座。『末摘花』巻と『紅葉賀』巻を取り上げた。

期 間：平成29年5月～10月（8月休講/全5回）

時 間：毎月第4日曜日 10:30～11:30

講 師：廣尾 理世子 先生（鹿児島純心女子高等学校教諭）

受講者総数：132名



(2) おはなし会

読み聞かせボランティアのおはなしグループ「まごころ」によるおはなし会を計5回開催。
おはなし会終了後は工作も実施した。

①春のおはなし会

日 時：平成29年4月29日（土/祝） 10:30～11:00

場 所：企画展示室

来 場 者：27名

②夏休み特別おはなし会

日 時：平成29年7月22日（土） 10:30～11:10

場 所：企画展示室

音 楽：伊地知 元子 氏（作曲家）

来 場 者：55名

③夏休みおはなし会

日 時：平成29年8月27日（日） 10:30～11:00

※8月6日に開催予定であったが台風接近のため延期し実施。

場 所：川内歴史資料館 研修室

来 場 者：31名

④秋のおはなし会

日 時：平成29年10月29日（日） 10:30～11:00

場 所：企画展示室

来 場 者：45名

⑤冬のおはなし会

日 時：平成29年12月23日（土/祝） 10:30～11:00

場 所：川内歴史資料館 研修室

来 場 者：52名



(3) 名作シネマ上映会

文芸名作を中心に無料で上映。毎月第3土曜日・日曜日の上映と、6回の特別上映を行った。

会場：多目的映像ホール 定員：95名 上映開始時間：14：00～

	上 映 日	作 品 名	入場者数
第1回	4月15日	武士の一分	76
第2回	4月16日	そして父になる	95
第3回 ゴールデンウィーク特別上映	5月3日	ミニオンズ	95
第4回	5月20日	悲しき口笛	85
第5回	5月21日	東京キッド	86
第6回	6月17日	砂の器	95
第7回	6月18日	ゼロの焦点	91
第8回	7月15日	彼岸花	70
第9回	7月16日	殿、利息でござる！	95
第10回 夏休み特別上映	8月5日	ペット	95
第11回 夏休み特別上映	8月27日	トムとジェリー オズの魔法使	60
第12回	8月19日	母と暮せば	95
第13回	8月20日	伊豆の踊子	93
第14回	9月16日	RAILWAYS 愛を伝えられない大人たちへ	53
第15回	9月23日	くじけないで	55
第16回 敬老の日特別上映	9月18日	北国の街	79
第17回	10月21日	カサブランカ	57
第18回	10月22日	ティファニーで朝食を	61
第19回	11月18日	天城越え	89
第20回	11月19日	こころ	94
第21回	12月16日	残菊物語	26
第22回	12月17日	大忠臣蔵	41
第23回 冬休み特別上映	12月23日	ズートピア	79
第24回 お正月特別上映	1月3日	男はつらいよ 寅次郎相合い傘	58
第25回	1月20日	釣りバカ日誌	71
第26回	1月21日	秋刀魚の味	50
第27回	2月17日	利休	75
第28回	2月18日	武士の献立	92
第29回	3月17日	家族はつらいよ	95
第30回	3月18日	ひまわりと子犬の7日間	95
合 計			2,301

※8/6、9/17の上映は台風接近のため延期。8/27と9/23に実施した。

(4) 「まんが日本昔ばなし」上映会

日 時：平成 29 年 7 月 23 日（日）14：00～14：50

場 所：多目的映像ホール

上映作品：金太郎、宝の下駄、おむすびころりん、馬方とタヌキ

入場者数：86 名

(5) 夏目漱石生誕 150 年記念シネマトーク～「こころ」は本当に傑作か？～

日 時：平成 29 年 11 月 19 日（日）13：30～17：00

場 所：多目的映像ホール

出 演：小林 潤 司 氏（鹿児島国際大学教授）

廣尾 理世子 氏（鹿児島純心女子高等学校教諭）

鹿児島純心女子高等学校 放送部 2 名

内 容：夏目漱石の小説「こころ」について、作品の見どころなどを
朗読を交えて解説した後、映画を上映した。

来 場 者：94 名



(6) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施。

①夏休みチャレンジクイズ 平成 29 年 7 月 21 日（金）～8 月 31 日（木）

②冬休みチャレンジクイズ 平成 29 年 12 月 23 日（土/祝）～平成 30 年 1 月 8 日（月/祝）

(7) 職場体験学習

①実 習 生：学校法人川島学園れいめい中学校 2 年生 2 名

期 間：平成 29 年 8 月 22 日（火）～24 日（木） 3 日間

②実 習 生：学校法人川島学園れいめい高等学校 2 年生 2 名

期 間：平成 30 年 2 月 5 日（月）～7 日（水） 3 日間

③実 習 生：薩摩川内市立川内中央中学校 2 年生 3 名

期 間：平成 30 年 2 月 21 日（水）～23 日（金） 3 日間

(8) 教職員地域貢献体験研修

フレッシュ研修：薩摩川内市立川内南中学校教諭 1 名

期 間：平成 29 年 8 月 2 日（水）～4 日（金） 3 日間

(9) 刊行物

①『平成 28 年度 薩摩川内市川内まごころ文学館年報』

②文学館たより「文学の泉」第 14 号、15 号



(10) その他

市民のニーズにこたえるため、次のような措置を講じた。

①特別開館

平成 29 年 5 月 1 日（月）

ゴールデンウィーク

平成 29 年 8 月 14 日（月）

夏休み

②無料開館

平成 29 年 4 月 29 日（土/祝）～ 5 月 7 日（日）

ゴールデンウィーク

平成 29 年 9 月 16 日（土）～ 9 月 24 日（日）

敬老の日（65 歳以上）

平成 29 年 10 月 6 日（金）

薩摩国分寺秋の夕べ

（21：30 まで開館延長、16：00 から無料開館）

平成 29 年 11 月 1 日（水）～11 月 5 日（日）

教育・文化週間

平成 30 年 1 月 3 日（水）

お正月

5 施設利用

(1) 企画展示室利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数
H29 4/10～4/16	(有) ソニーショップ サウンド川内	写真展	412
5/19～5/23	薩摩川内市フォトコンテスト事務局	写真展	103
9/11～9/18 ※9/17 は台風のため 臨時休館	ピン写連	写真展	263
9/25～10/1	フォト倶楽部写楽	写真展	285
10/2～10/9	αクラブ	写真展	251
11/6～11/12	川内美術協会	作品展	247
11/13～11/19	西薩写友会	写真展	207
H30 1/15～1/21	形象派鹿児島支部	作品展	176
1/22～1/28	薩摩川内市教育委員会上甕島教育課	トンボロ芸術村コンテスト受賞作品展示	52
2/19～2/25	Ladies α	写真展	377
3/19～3/25	個人	建築・日本画展	364

(2) 多目的映像ホール利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数
H29 5/6	マレット工房「NAOTO」	マリンバリサイタル	88
H30 2/6	ほるぷキッズパーク	講演会	53

Ⅱ. 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況

(1) 種別資料収集一覧表 (平成 29 年度)

※資料受入時の点数のため、実際の収蔵点数とは合致しない場合がある。

●主な収蔵作家

【里見弴関係】

里見弴、有島武郎、有島生馬、有島武、長与善郎、那須良輔 ほか

【改造社関係】

芥川龍之介、菊池寛、谷崎潤一郎、武者小路実篤、志賀直哉、小林多喜二、横光利一、井伏鱒二、林芙美子、大佛次郎、直木三十五、石坂洋次郎、堺利彦、伊藤野枝、広津和郎、瀧井孝作、火野葦平、高村光太郎、与謝野晶子、三好達治、吉井勇、高濱虚子、室生犀星、河東碧梧桐、バートランド・ラッセル ほか

※ () 内…平成 29 年度追加資料数

種 別		里見弴関連	改造社 (山本実彦関係)	その他	所蔵資料実数 (合計)
特 別 資 料	原 稿	96 (3)	237 (0)	36 (5)	369 (8)
	書 簡	969 (1)	587 (1)	21 (1)	1,577 (3)
	装 丁	0 (0)	146 (0)	3 (3)	149 (3)
	書 画	170 (0)	39 (1)	26 (0)	235 (1)
	印刷物	169 (17)	55 (0)	63 (12)	287 (29)
	複 製	596 (1)	134 (5)	106 (0)	836 (6)
	視聴覚	68 (0)	42 (0)	52 (4)	162 (4)
	遺 品	321 (0)	13 (0)	61 (3)	395 (3)
	その他	46 (0)	163 (0)	2 (0)	211 (0)
図 書		723 (85)	592 (37)	2,340 (23)	3,655 (145)
雑 誌		459 (23)	972 (225)	362 (2)	1,793 (250)
合 計		3,617 (130)	2,980 (269)	3,072 (53)	9,669 (452)

(2) 主な購入資料

作 家 名	種 別	資 料 名	備 考
-	雑誌	改造 大正 15 年 3 月号	1 冊
-	雑誌	改造 大正 15 年 4 月号	1 冊
-	雑誌	改造 昭和 10 年 10 月号	1 冊
-	雑誌	改造 昭和 10 年 9 月号	1 冊
-	雑誌	改造 昭和 9 年 2 月号	1 冊
-	雑誌	改造 昭和 8 年 12 月号	1 冊
-	雑誌	改造 昭和 8 年 10 月号	1 冊
-	雑誌	改造 昭和 6 年 12 月号	1 冊

他 計 253 点

(3) 主な寄贈・寄託資料

作 家 名	種 別	資 料 名	備 考
山本實彦	書 画	「百難克服」	1 点
秋朱之介	原 稿	「花と老人」	1 点
秋朱之介	遺 品	コラージュ（梅のモチーフ）	1 点
秋朱之介	遺 品	手製花瓶①	1 点
秋朱之介	遺 品	手製花瓶②	1 点

他 計 199 点

2 資料修復

収蔵資料（直筆原稿）の紙質劣化を防ぐための修繕（脱酸性化处理）を実施。

実施日 平成30年3月17日（土）～3月19日（月）

対象資料	里見 弴	「あの頃の事」	
	里見 弴	「二人の作家」	
	室生 犀星	「二つの夢」	他

計 1,049 枚

3 レプリカ製作

以下の作品のレプリカを作製した。

製作資料	山本 實彦	色紙「百難克服」	
	山本 實彦	書幅「猛虎一聲山月高」	
	里見 弴	原稿「恋愛選手」	他

計 6 点

4 ピアノ調律

寄託資料である「山本直純愛用ピアノ」の調律・点検を行った。

実施日 平成29年5月8日（月）

5 資料保存

資料保存にあたっては環境の整備を重視し、昆虫相調査・防虫処理を実施した。

(1) 昆虫相調査

館内全域の昆虫相を把握することにより、的確な防除管理方策を整えるための指針を得ることを目的として、昆虫相調査を委託し実施した。

作業工程 1回目 平成29年4月24日各トラップ設置、同年5月15日回収

2回目 平成29年11月6日各トラップ設置、同年11月27日回収

調査範囲 館内全域

調査方法 館内各所に設置した3種類のトラップ（歩行性昆虫類捕獲用インジケーター・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ・走光性昆虫類捕獲用ライトトラップ）によるモニタリング。

結果 総捕獲数のうち大部分が外部侵入性の飛翔性昆虫類であった。文化財加害種の捕獲もやや見られたが、ほぼ問題のない状況であった。

考察 1、2回目共に問題となるようなレベルではなかったが、2階に比べ1階の外部に近い場所での捕獲が多いことから、防虫フィルムの利用や清掃の見直し・強化などの検討も必要と考えられる。

(2) 空気環境調査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を委託し実施した。

実 施 日 1 回目：平成 29 年 4 月 24 日 2 回目：平成 29 年 11 月 9 日

調 査 方 法 真菌類採取用「ペタンチェック 25」を用い、館内 15 の地点において落下菌を採取。

採取方法 落下法 20 分曝露

結 果 館内 15 ポイントの検査のうち、10 ポイントにおいて菌類の発育なし、その他の発育のみられたポイントでも極めて低レベルの数値に抑えられていた。

考 察 全体的に発育なし、または低い数値レベルで、ほぼ良好な空気環境が維持されていた。ただし 2 階展示室内のポイントで他の計測ポイントと比較すると少し高めの数値が確認されている。空調の吹き出し口付近の汚れなどをチェックしてみる必要があると考えられる。

(3) 防虫処理

①全館燻蒸

保存資料及び館内の虫害予防を目的として、SD 剤（エコミュアー FT ドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤）による防虫処理を実施した。安全・効果両面の必要性から定期的に炭酸ガス濃度測定を行いながら燻蒸作業を行った。

作業工程 平成 29 年 5 月 15 日（月） 資材搬入、燻蒸区域目張り、養生作業

平成 29 年 5 月 16 日（火） 各種機材・供試虫配置及び各部最終確認、SD 剤投薬（燻蒸開始）、館内開放（燻蒸終了）、効果判定、撤収

②防虫剤設置

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び、収蔵庫内の各資料周辺など、より細かな部分に対して防虫剤を配置することにより、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアー FT プレートによる防虫施工を行った。

実施場所 川内まごころ文学館 主要区域

1F：企画展示室、書庫、収蔵庫 1、収蔵庫 2、展示室、図書コーナー、休憩コーナー

2F：展示室

施工日時 平成 29 年 9 月 25 日（月）

使用薬剤 エコミュアー FT プレート（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）

Ⅲ. 管理・運営

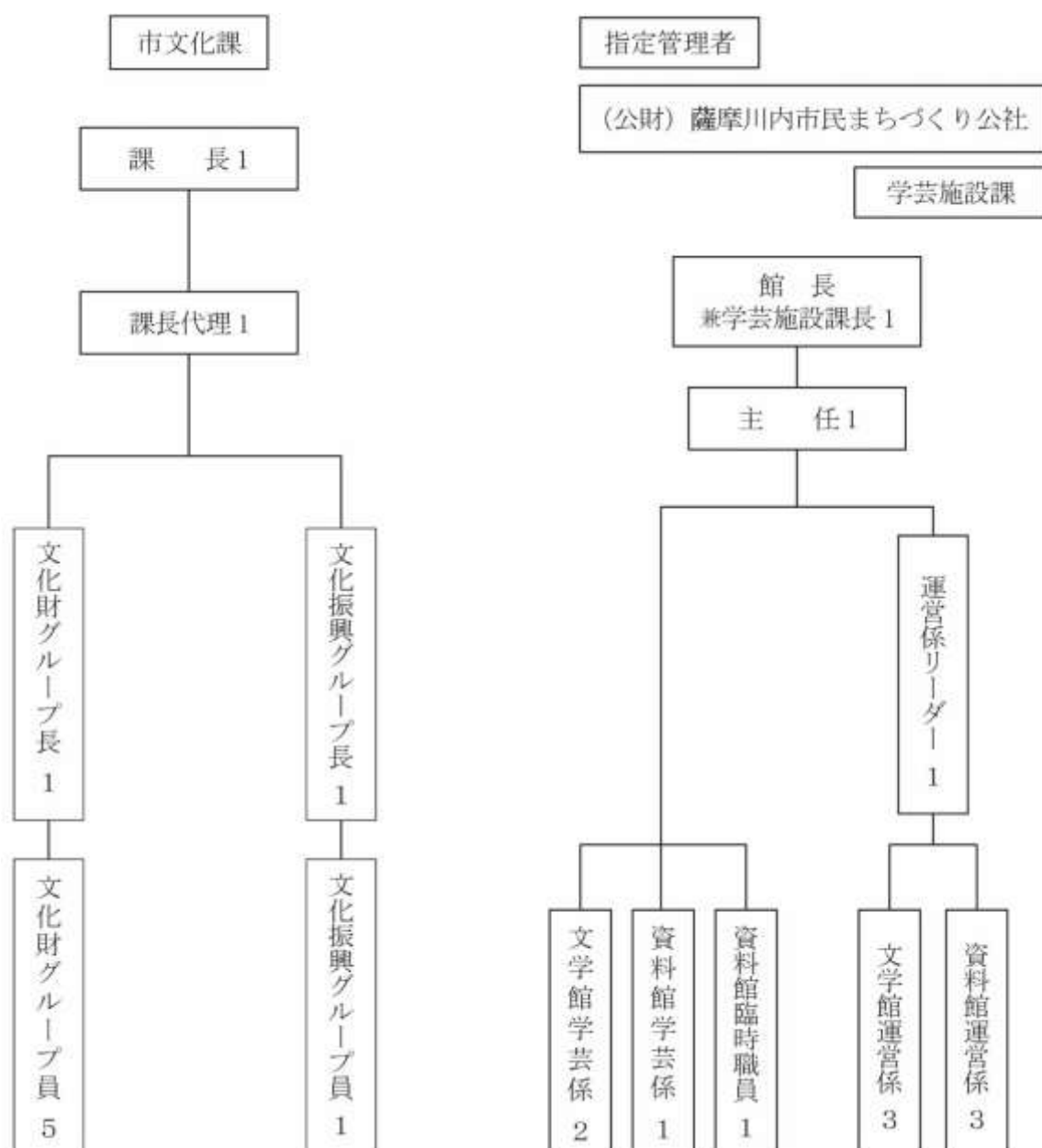
1 管理・運営

指定管理者制度が導入されたことで、平成 16 年 4 月 1 日より、市教育委員会文化課から館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されている（指定管理者制度については P20～21 薩摩川内市川内まごころ文学館条例第 4～8 条参照）。

本年度は以下の修繕・工事を行った。

- ・留守番電話取付工事
- ・収蔵庫系統空調機修繕 送風機用 V ベルト交換
- ・収蔵庫系統蒸気加湿器修繕 蒸気シリンダー交換
- ・1、2 階展示室系統空調機修繕
- ・監視カメラ録画装置修繕
- ・コインロッカー点検及び修繕
- ・多目的映像ホールプロジェクターランプ交換
- ・多目的映像ホールタブレット操作修正作業

2 川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制



市の業務

- ・ 事業の基本方針、計画策定
- ・ 予算案作成
- ・ 対外折衝全般
- ・ 重要資料受入
- ・ その他館業務

指定管理者

- ・ 施設の管理全般
- ・ 施設の入館受付、案内
- ・ 入館料管理、市への納入処理
- ・ 市の方針、計画に基づく企画書策定、実施
(特別展・学芸員実習・調査依頼対応等)
- ・ 調査、研究

その他市から依頼を受けた館業務

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

3 川内まごころ文学館運営協議会

川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号）第 27 条「薩摩川内市教育委員会の諮問に応じ、川内まごころ文学館の運営に関する事項を審議するため」に基づき設置された。定数は 7 名以内で任期は 2 年である。

運営協議会名簿

平成 30 年 3 月 31 日現在

選出区分	氏 名	役 職 名
市内の小・中学校の代表者	赤石 明仁	薩摩川内市立平佐西小学校長
専門的知識及び技能を有する者	淵脇 護	公益社団法人俳人協会評議員
	山下 喜子	川内美術協会理事
学識経験者	古閑 章	鹿児島純心女子大学教授
	三島 盛武	鹿児島純心女子短期大学教授
	小林 潤司	鹿児島国際大学教授
上記に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者	岩崎 敦子	薩摩川内市女性チャレンジ委員会委員

第 1 回協議会内容

日 時 平成 29 年 7 月 18 日（火） 14：00～16：00

議事内容 ・平成 28 年度事業報告について
・平成 29 年度事業計画について

第 2 回協議会内容

日 時 平成 30 年 2 月 15 日（木） 14：00～16：00

議事内容 ・平成 29 年度事業報告について
・平成 30 年度事業計画について

4 利用状況

(1) 入館状況表 (平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

18

月	文学館のみ								資料館共通								文学館のみ		共 通		入館料免除			入館料無料				合 計				開館 日数	平均 (人)	前 年 対 比 入 館 者
	個 人					団 体			個 人					団 体			パスポート 使用者		パスポート 使用者															
	一般	パスポート	小中高	パスポート	合計	一般	小中高	合計	一般	パスポート	小中高	パスポート	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	一般	小中高	一般	小中高	合計	一般	小中高	未就 学児	合計	一般	小中高	未就 学児	合計			
4	4	0	0	0	4	0	0	0	15	2	0	0	17	0	0	0	0	0	5	0	16	8	24	660	6	16	682	702	14	16	732	26	28	151.2%
5	2	0	0	0	2	0	0	0	34	61	7	0	102	0	0	0	0	0	5	0	142	67	209	481	56	55	592	725	130	55	910	26	35	124.3%
6	10	0	0	0	10	0	0	0	16	7	0	0	23	0	0	0	0	0	4	0	2	6	8	305	1	2	308	344	7	2	353	26	14	36.9%
7	55	1	0	0	56	0	0	0	29	11	1	0	41	0	0	0	0	0	10	0	12	33	45	423	19	75	517	541	53	75	669	26	26	148.0%
8	65	0	11	0	76	0	0	0	49	6	3	0	58	20	0	20	0	0	22	0	60	25	85	330	65	55	450	552	104	55	711	27	26	102.3%
9	14	0	0	0	14	0	0	0	12	15	0	0	27	20	0	20	0	0	10	0	52	3	55	777	12	18	807	900	15	18	933	25	37	53.8%
10	10	0	0	0	10	0	0	0	11	4	0	1	16	0	0	0	0	0	5	0	57	12	69	588	9	43	640	675	22	43	740	26	28	53.2%
11	20	0	0	0	20	0	0	0	17	3	0	0	20	0	0	0	0	0	2	0	71	20	91	788	4	6	798	901	24	6	931	26	36	131.1%
12	1	0	0	0	1	0	0	0	17	2	2	0	21	0	0	0	0	0	1	0	14	1	15	458	163	123	744	493	166	123	782	24	33	76.3%
1	11	0	0	0	11	0	0	0	11	2	0	0	13	0	0	0	0	0	11	0	43	11	54	631	97	25	753	709	108	25	842	25	34	56.5%
2	8	0	0	0	8	0	0	0	22	6	0	0	28	0	0	0	0	0	4	0	2	7	9	787	11	6	804	829	18	6	853	24	36	111.6%
3	30	0	1	0	31	0	0	0	26	9	1	0	36	36	0	36	0	0	8	0	15	37	52	583	8	13	604	707	47	13	767	27	28	67.1%
計	230	1	12	0	243	0	0	0	259	128	14	1	402	76	0	76	0	0	87	0	486	230	716	6,811	451	437	7,699	8,078	708	437	9,223	308	30	79.7%

(2) 年度別入館状況表

年度	文学館のみ								資料館共通								文学館のみ		共 通		入 館 料 免 除			入館料無料				合 計				開館 日数	一日 平均
	個 人				団 体				個 人				団 体				バスポート 使用者		バスポート 使用者														
	一 般	バス ポート	小 中 高	バス ポート	小 計	一 般	小 中 高	小 計	一 般	バス ポート	小 中 高	バス ポート	小 計	一 般	小 中 高	小 計	一 般	小 中 高	一 般	小 中 高	一 般	小 中 高	小 計	一 般	小 中 高	未 就 学 児	小 計	一 般	小 中 高	未 就 学 児	合 計		
15	1,326		131		1,457	356	0	356	773		56		829	148	0	148					898	246	1,144			66	66	3,501	433	66	4,000	52	77
16	1,893		98		1,991	1,035	114	1,149	1,893		151		2,044	971	297	1,268					4,741	1,550	6,291			238	238	10,533	2,210	238	12,981	314	41
17	692		71		763	951	51	1,002	842		107		949	437	196	633					5,769	1,484	7,253			229	229	8,691	1,909	229	10,829	312	35
18	533	8	39	0	580	295	11	306	738	97	98	3	936	1,669	312	1,981	2	0	72	0	916	577	1,493	4,310	548	150	4,856	8,640	1,588	150	10,378	312	33
19	536	8	46	0	590	319	37	356	716	179	89	7	991	282	158	440	11	0	155	2	790	520	1,310	6,035	396	236	6,746	9,031	1,255	236	10,522	311	34
20	368	4	59	0	431	166	0	166	660	98	106	4	868	256	0	256	4	0	97	1	617	885	1,502	6,718	475	224	9,923	8,988	1,530	224	10,742	315	34
21	408	2	39	0	449	199	54	253	593	71	104	10	778	311	54	365	7	0	84	2	524	273	797	8,421	2,981	1,392	12,794	10,620	3,517	1,392	15,529	310	50
22	217	3	21	0	241	98	13	111	449	68	75	2	594	137	60	197	6	0	52	2	327	532	859	7,583	1,019	714	9,316	8,940	1,724	714	11,378	311	37
23	267	4	7	0	278	25	0	25	486	71	54	1	612	215	69	284	3	0	58	0	744	286	1,030	6,080	745	370	7,195	7,953	1,162	370	9,485	313	30
24	177	0	14	0	191	0	0	0	400	222	76	5	703	224	15	239	4	0	109	0	582	359	941	6,802	562	359	7,723	8,520	1,031	359	9,910	312	32
25	181	2	17	0	200	64	0	64	496	155	66	5	722	169	0	169	1	0	84	2	711	373	1,084	7,194	943	569	8,706	9,057	1,406	569	11,032	311	35
26	239	3	23	0	265	0	0	0	430	182	53	5	670	123	0	123	0	0	93	3	680	275	955	7,623	885	539	9,047	9,373	1,244	539	11,156	308	36
27	188	0	4	0	192	0	0	0	280	130	15	1	426	85	53	138	0	0	58	0	1,190	530	1,720	7,548	467	341	8,356	9,479	1,070	341	10,890	308	35
28	277	0	11	0	288	0	0	0	376	144	24	3	547	46	0	46	0	0	164	0	678	316	994	8,213	870	454	9,537	9,898	1,224	454	11,576	307	38
29	230	1	12	0	243	0	0	0	259	128	14	1	402	76	0	76	0	0	87	0	486	230	716	6,811	451	437	7,699	8,078	708	437	9,223	308	30
合計	7,532	35	592	0	8,159	3,508	280	3,788	9,391	1,545	1,088	47	12,071	5,149	1,214	6,363	38	0	1,113	12	19,653	8,436	28,089	83,338	10,342	6,318	102,431	131,302	22,011	6,318	159,631	4,404	578

5 決算

(1) 歳入

- ①入館料 317,720 円
- ②企画展示室・多目的映像ホール使用料 180,880 円
- ③図録等収入 46,400 円

(2) 歳出

文学館管理費事項

(単位：円)

科 目	予算額	執行額	予算残額
報償費	52,000	51,360	640
諸謝金	334,000	333,700	300
旅費交通費	576,000	573,358	2,642
消耗品費	1,963,000	1,962,902	98
消耗什器備品費	760,000	760,000	0
印刷製本費	980,000	979,830	170
燃料費	40,000	29,487	10,513
光熱水料費	3,826,000	3,825,603	397
通信運搬費	328,000	308,359	19,641
保険料	285,000	284,980	20
委託費	11,852,000	11,851,860	140
修繕委託費	1,300,000	1,299,326	674
賃借料	2,307,000	2,306,418	582
負担金	60,000	59,500	500
租税公課	6,000	3,000	3,000
会議費	1,000	918	82
広報費	162,000	162,000	0
著作権料	0	0	0
雑費	68,000	67,904	96
合計	24,900,000	24,860,505	39,495

IV. 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

平成 16 年 10 月 12 日

条例第 104 号

(設置)

第 1 条 市にゆかりのある文学者の作品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示するとともに、その調査研究及び文学に関する知識の普及活動を行うことにより、市における文学及び文化の振興に資するため、薩摩川内市川内まごころ文学館(以下「文学館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
薩摩川内市川内まごころ文学館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 文学館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文学資料等の収集、保管及び展示
- (2) 文学資料等に関する調査及び研究
- (3) 文学に関する講座、講演会等の開催
- (4) 文学に関する活動又は文化的催しに係る文学館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 文学館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う文学館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 第 14 条第 1 項に規定する入館料及び第 18 条第 1 項に規定する使用料の収受並びに第 19 条ただし書に規定する使用料の還付に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、文学館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が文学館の利用者の平等な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が文学館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 文学館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 入館料及び使用料等の収入実績
- (3) 文学館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による文学館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、文学館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第11条 文学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、多目的映像ホールの開場時間は、午後9時30分までとする。
- 3 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前2項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 文学館の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

- 2 教育委員会は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館の許可)

第13条 文学館の文学資料等を観覧するため、文学館に入館しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料)

第 14 条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表第 1 に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(使用の許可等)

第 15 条 文学に関する活動又は文化的催しのため、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、使用許可をするに当たり、文学館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 16 条 教育委員会は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 文学資料等又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上支障があるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 17 条 文学館の使用許可を受けた者は、当該使用許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 18 条 第 15 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、後納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。この場合において、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の不還付)

第 19 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用者が、使用の日の 5 日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第 20 条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は施設等の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 第 16 条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。
- 2 前項に基づく処分によって、入館者又は使用者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

(特別の設備等)

第 21 条 使用者は、文学館の使用に当たって、特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を施させることができる。

(原状回復の義務)

第 22 条 使用者は、その使用を終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに施設等その他の物件を原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(入館の制限)

第 23 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文学館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物(身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者
- (3) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(立入検査及び指示)

第 24 条 使用者は、教育委員会又はその指示を受けた者が、文学館の管理運営のために行う立入検査又は必要な指示に対しては、これを拒むことはできない。

(損害賠償)

第 25 条 文学館の施設等、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 指定管理者は、文学館の管理に関して知り得た個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第 27 条 教育委員会の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第 28 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7 人以内とする。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

(罰則)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 文学館の施設等、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条又は第 15 条に規定する許可を受けずに文学館に入館し、又は文学館を使用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例(平成 15
年川内市条例第 40 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為
は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 87 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 18 条第 2 項及び別表第 2 の規定は、平成 19 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適
用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日条例第 40 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使
用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 21 日条例第 68 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使
用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 14 条関係)

区分		入 館 料		
		個 人	団体(20 人以上)	年間入館券
常設展示	大人	1 人 1 回につき 300 円	1 人 1 回につき 240 円	1 人 1 年間につき 600 円
	小・中・高校生(義務教育学校に就学している者を含む。以下同じ。)	1 人 1 回につき 150 円	1 人 1 回につき 120 円	1 人 1 年間につき 300 円
特別展示		1 人 1 回につき 2,000 円以内で教育委員会が定める額		

備考

- 「常設展示」とは、文学館が平常的に常設展示室で行う文学資料等の展示をいい、「特別展示」とは、文学館が特別に企画展示室又は多目的映像ホールで行う文学資料等の展示等をいう。
- 常設展示において、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 97 号)に規定する薩摩川内市川内歴史資料館の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては 240 円、個人の小・中・高校生にあつては 120 円、団体の大人にあつては 190 円、団体の小・中・高校生にあつては 100 円、年間入館券の大人にあつては 550 円、年間入館券の小・中・高校生にあつては 250 円とする。
- 未就学児は、無料とする。

別表第 2 (第 18 条関係)

1 施設使用料

区分		午前	午後	1 日	夜間	冷暖房 (1 時間当たり)
企画 展示 室	使用者が入場料等を徴収しない場合	円 2,850	円 2,880	円 4,400	円 —	円 300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	—	300
多 目的 映 像 ホ ー ル	使用者が入場料等を徴収しない場合	2,850	2,880	4,400	2,880	300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	4,000	300

備考 「午前」とは午前 9 時から午後零時まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで、「1 日」とは午前 9 時から午後 5 時まで、「夜間」とは午後 5 時から午後 9 時 30 分までの時間をそれぞれいう。

2 設備使用料

区分	1 回につき
映写機	500 円
プロジェクター	500 円

備考

「1 回につき」とは、前項の表の「午前」、「午後」及び「夜間」の区分に応じ、それぞれを 1 回として算出した回数をいう。

2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則

平成 16 年 10 月 12 日
教育委員会規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、薩摩川内市川内まごころ文学館（以下「文学館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文学館の業務)

第 2 条 文学館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の運営計画及び管理に関すること。
- (2) 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会に関すること。
- (3) 資料等の収集、整理及び保存並びに展示に関すること。
- (4) 資料等の調査及び研究に関すること。
- (5) 文学館の入館許可及び入館料の徴収に関すること。
- (6) 文学館の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- (7) 文学館の施設及び設備の管理に関すること。
- (8) 文学館に係る広報及び教育普及に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、文学館に関すること。

(入館券)

第 3 条 薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第 13 条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第 4 条 文学館を利用する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 企画展示室等における市民による展示等の観覧
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が認める場合

(入館料の免除)

第 5 条 条例第 14 条第 2 項の規定により入館料を免除する場合の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1 級から 4 級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、付添人 1 人を含む。）がその身分を証する書面を提示して入館するとき。
- (2) 教育課程に基づく学習活動として入館する市内の小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に入館する小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずるものとして、教育委員会が認める者。

- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 前項第 1 号及び第 3 号の場合並びに同項第 4 号に該当する者のうち教育委員会が特に認める者を除き、入館料の免除を受けようとする者は、教育委員会に文学館入館料免除申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、文学館入館料免除承認通知書(様式第 2 号)により通知する。

(入館者の制限)

第 6 条 教育委員会は、文学館を利用しようとする者又は利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 館内の風紀を乱し、又は静粛を害するおそれがある者
- (2) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、文学館の管理上支障があると認められる者

(館内の秩序維持)

第 7 条 利用者は、館内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に手を触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと
- (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(使用許可等の申請)

第 8 条 条例第 15 条の規定により文学館の施設等の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日（以下「使用日」という。）の 3 箇月前から 5 日前までの間に、文学館使用許可申請書(様式第 3 号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第 21 条の規定により特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、若しくは使用しようとする者は、前項の申請書に使用する器具の配置図その他必要な書類を添付して提出しなければならない。

(使用の許可)

第 9 条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはこれを許可し、文学館使用許可書（様式第 4 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 文学館の使用の許可は、申請書の提出の順とする。ただし、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に際し、許可書を携帯していなければならない。

(使用許可事項の変更等)

第 10 条 使用者は、その使用の許可を受けた事項を変更し、又はその使用を取り消そうとするときは、使用日の前日までに教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の納入等)

第 11 条 使用者は、使用の許可を受けたときは、直ちに条例第 18 条第 1 項の規定による使用料を納入し

なければならない。

- 2 条例第 18 条第 1 項ただし書の規定により使用料を後納できるものは、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体とする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 18 条第 2 項の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき。使用料を免除
- (2) 市又は市の機関と共催して行う行事等に使用するとき（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。）。使用料(冷暖房に係る使用料を除く。以下この条において同じ。)を免除
- (3) 公共的団体が公益上必要と認める事業に使用するとき（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。）。使用料を免除
- (4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用するとき（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。）。使用料の 5 割の額を減額

(使用料の還付)

第 13 条 条例第 19 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、文学館使用料還付申請書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第 14 条 使用者は、条例第 22 条第 1 項の規定により文学館の施設等その他の物件を原状に復したときは、係員の点検を受け、これを引き継がなければならない。

(販売行為等の禁止)

第 15 条 文学館の建物及び敷地内において、教育委員会の許可なく売店を設置し、又は販売行為等をしてはならない。

(施設、設備等の損傷等の届出)

第 16 条 利用者は、文学館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに文学館損傷等届(様式第 6 号)により教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 条例第 25 条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、教育委員会が指定するものをもって賠償することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第 18 条 条例第 6 条の規定による申請は、文学館指定管理者指定申請書(様式第 7 号)により行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 文学館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(指定通知書の交付)

第 19 条 市長は、条例第 7 条の規定により指定管理者を指定した場合は、文学館指定管理者指定通知書(様式第 8 号)を交付するものとする。

(資料等の寄贈又は寄託)

第 20 条 教育委員会は、文学館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められる資料等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ教育委員会にその旨申し出るものとする。この場合において、資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申出書(様式第 9 号)を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書(様式第 10 号)を、資料等を寄託した者に寄託資料預り証(様式第 11 号)を交付する。

(寄託資料等の管理)

第 21 条 寄託された資料等の管理は、文学館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

(寄託資料等の返還)

第 22 条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は文学館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

(経費の負担)

第 23 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(資料等の館内閲覧)

第 24 条 文学館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、文学館資料等閲覧承認申請書(様式第 12 号)により教育委員会の承認を受けなければならない。

(撮影等の制限等)

第 25 条 文学館の資料等の撮影、模写、模造等(以下この条において「撮影等」という。)をしてはならない。ただし、学術研究等のため、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

(貸出し禁止)

第 26 条 文学館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館管理運営規則(平成 15 年川内市教育委員会規則第 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 5 月 19 日教委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 24 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 29 日教委規則第 9 号)

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 28 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 2 号) 抄

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則

平成 16 年 10 月 12 日
教育委員会規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号)第 27 条に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員構成)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 市内の小・中学校の代表者
- (2) 文学、芸術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、薩摩川内市川内まごころ文学館において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

*その他

1 平成 29 年度の歩み

(企)は企画展示室、(多)は多目的映像ホールを使用 ※その他、他団体等による施設使用有り (P9 参照)

月 日	事業内容等	月 日	事業内容等
3 月 7 日	トピック展示「一冊一円の本、売ります。～『現代日本文学全集』刊行開始 90 年～」(～4 月 9 日)	18 日	敬老の日特別上映「北国の街」(多)
4 月 15 日	名作シネマ上映会 (多) (年間を通して定期的に実施)	10 月 6 日	薩摩国分寺秋の夕べ無料開館、開館延長
29 日	ゴールデンウィーク無料開館 (～5 月 7 日) 春のおはなし会 (企)	29 日	秋のおはなし会 (企)
5 月 1 日	ゴールデンウィーク特別開館	11 月 1 日	教育・文化週間無料開館 (～11 月 5 日)
2 日	『新万葉集』刊行 80 年記念トピック展示 (～6 月 4 日)	19 日	夏目漱石生誕 150 年記念シネマトーク～「こころ」は本当に傑作か?～
3 日	ゴールデンウィーク 特別上映「ミニオンズ」 (多)	12 月 9 日	第 7 回まごころ児童絵画展 (～1 月 8 日)
6 日	まごころ文芸講座開始(企・多・川内歴史資料館研修室) (年間を通して 4 講座を定期的に実施)	23 日	冬休みチャレンジクイズ (～1 月 8 日) 冬休み特別上映「ズートピア」(多) 冬のおはなし会 (歴史資料館研修室)
16 日	臨時休館 (館内燻蒸)	29 日	臨時休館 (～1 月 2 日)
7 月 11 日	里見弴生誕記念企画展「1917 年の里見弴」 (～8 月 27 日)	1 月 3 日	お正月無料開館 お正月特別上映「男はつらいよ 寅次郎相合い傘」(多)
21 日	夏休みチャレンジクイズ (～8 月 31 日)	16 日	里見弴大寒忌コーナー (～1 月 21 日)
22 日	夏休み特別おはなし会 (企)	2 月 5 日	れいめい高等学校職場体験学習 (～2 月 7 日)
23 日	「まんが日本昔ばなし」上映会 (多)	10 日	まごころ文芸講座「名作・名詩を歌う」公開講座 (多)
29 日	第 12 回特別企画展 田沼武能写真展 時代を刻んだ貌 (～9 月 3 日)	21 日	川内中央中学校職場体験学習 (～2 月 23 日)
30 日	田沼武能講演会「わが心の残像」(多)	3 月 6 日	秋朱之介関連新収蔵資料展示 川内の生んだもう一人の出版人 (～5 月 6 日)
8 月 2 日	教職員地域貢献体験研修 (～8 月 4 日)		
5 日	夏休み特別上映「ペット」(多)		
6 日	臨時休館 (台風接近のため)		
14 日	夏休み特別開館		
22 日	れいめい中学校職場体験学習 (～24 日)		
27 日	夏休み特別上映「トムとジェリー オズの魔法使」(多)		
9 月 16 日	敬老の日 65 歳以上無料開館 (～9 月 24 日)		
17 日	臨時休館 (台風接近のため)		

2 職員名簿

指定管理者 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏 名		
館長兼学芸施設課長	中島 哲郎		
主任	吉本 明弘		
学 芸 係	財部 智美	牧角 香奈子	
運営係リーダー	杉野 亜希子		
運 営 係	立野 いづみ	内西 麻紀子	宮脇 みゆき

3 利用案内

■ 入館のご案内 ■

開館時間／9:00～17:00（入館は 16:30 まで）

休館日／毎週月曜日（休日・祝日の場合はその翌日）

駐車場／約 40 台（隣接する川内歴史資料館と共通）

入館料

大 人	小・中・高校生
300（240）	150（120）

※（ ）は 20 人以上の団体 単位：円

川内歴史資料館との共通券

大 人	小・中・高校生
400（320）	200（160）

※（ ）は 20 人以上の団体 単位：円

年間パスポート（1 年間有効）

大 人	小・中・高校生
600（900）	300（400）

※（ ）は川内歴史資料館との共通券 単位：円

※土日祝日に限り、小・中・高校生は無料

4 交通案内

- 九州新幹線で J R 博多駅から J R 川内駅下車 （最短約 1 時間 15 分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車 （約 1 時間 10 分）
- J R 川内駅より車で約 7 分 （くるくるバス御利用の方は「歴史資料館前」下車）



発行日 平成 30 年 10 月
発 行 薩摩川内市川内まごころ文学館
〒895-0072
鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目 2-6
TEL : 0996-25-5580 FAX : 0996-20-0818
ホームページ : <http://bungaku.satsumasendai.jp>
e メール : magokoro@po4.synapse.ne.jp

